自立した生活の支援に

障がいのある人の「福祉」「働き」「暮らし」を支援

障がいのある人の福祉に関するさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を左記事業所等で行います。

また、障がいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの相談に応じます。仕事に関する相談はもちろん、仕事をするうえで基本となる生活に関する相談も受け付け、自立した生活をするための支援を行います。

●一般相談支援事業所

甲賀地域生活支援センター　あかつき
住所　水口町暁3-44　TEL 65-4641

地域生活支援センター　しろやま
住所　水口町本町二丁目2-27　TEL 62-8181

甲賀地域ネット相談サポートセンター
住所　湖南市若竹町1-6　TEL 0748-75-6920

支援センター　このゆびとまれ
住所　湖南市大池町10-1　TEL 0748-75-8949

※市では、一般相談を湖南市と2市共同事業として、社会福祉法人等に委託しています。

●障がいのある人の働き・暮らし応援センター

甲賀地域働き・暮らし応援センター
住所　水口町水口6200　甲賀合同庁舎本館1階
TEL 63-5830

ひきこもりから自立した生活を送れるよう支援

滋賀型地域活動支援センターは、薬物依存や社会的ひきこもりの方を対象とし、自立した日常生活・社会生活を送れるよう生産的な活動や社会との交流を通じて、地域生活を支援する事業所です。

これらの事業所は県内に3カ所あり、そのうち、市内にはひきこもりを対象とした左記2つの事業所があります。

●滋賀型地域活動支援センター

青少年自立支援ホーム　一歩
住所　甲南町葛木1399-5
TEL 86-7443

青少年支援ハウス　輝
住所　土山町北土山964-1
TEL 60-1169

問合せ　障がい福祉課 自立支援係
TEL 69-2161
FAX 63-4085

セーフコミュニティ こうか

セーフコミュニティ活動報告会

市では、市民や地域等が連携し、事故やけがを効果的に予防することで、より安心安全なまちをつくる「セーフコミュニティ」の取り組みを行っています。

1年間の取り組み内容や成果についての活動報告会を開催しますので、ぜひご参加ください。

■**日時：** 2月25日（日）13時30分～16時（受付13時～）
■**会場：** 忍の里プララ多目的ホール
■**内容：**
- 対策委員会によるテーマ別の取り組みの活動報告（自殺の予防・交通安全・高齢者の安全・子どもの安全・災害被害の防止）
- 甲賀市いきいき100歳体操
- 水口笑い隊による寸劇「忍者地蔵」

▲自転車通学路体験

問合せ　危機管理課 セーフコミュニティ推進室　TEL 69-2106　FAX 63-4554

皆さんのご意見を募集します（パブリック・コメント）

❶甲賀市第2次障がい者基本計画（中間見直し）・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（案）

障がい福祉施策を総合的に推進するため、障害者総合支援法等に基づき「甲賀市第2次障がい者基本計画（中間見直し）・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（案）を作成しました。

問合せ　障がい福祉課 自立支援係
〒528-8502 水口町水口6053番地
TEL 69-2161　FAX 63-4085
Eメール
koka10253800@city.koka.lg.jp

❷甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画（中間見直し）（案）

本計画は、妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育て支援方策の確保を総合的に行うため、平成27年3月に策定しました。策定後の社会情勢等に対応するため、甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画（中間見直し）（案）を作成しました。

問合せ　子育て政策課 子育て政策係
〒528-8502 水口町水口6053番地
TEL 69-2176　FAX 69-2298
Eメール
koka10291000@city.koka.lg.jp

■**意見募集期間：** 2月1日（木）～3月2日（金）

■**意見を提出できる方：** パブリック・コメント手続きの対象となる政策等に関し、意見等を提出する意思を有する個人および法人、その他の団体

■**意見の提出方法：** 意見書に住所、氏名、電話番号（市外在住の方で市内勤務の方は勤務先、市内在学の方は学校名）、意見のあるページ番号などを明記のうえ、各閲覧場所に直接持参していただくか、郵便、FAX、E メールで提出してください。

■**公表の方法：** 各担当課、旧支所である土山、甲賀大原、甲南第一、信楽地域市民センターでの閲覧ならびに市ホームページ、あいコムこうかポータルシステムへの掲載（閲覧は、開庁日の8時30分～17時15分のみ可能）

■**意見の取り扱い：** 提出いただいたご意見等は、住所・氏名など個人情報を除き、回答とあわせて市ホームページで公表します。なお、ご意見等を提出された方への個別の回答はしません。

のりしろ

市長への手紙

キリトリ

（差出人）

住所	〒		
氏名		性別	男・女
電話		年齢	歳

回答を希望されるか選択してください	要　・　不要

◎公表してもよい方は下記の「公表してもよい」に、公表してほしくない方は「公表しないでほしい」に○印を付けてください。

内容の公表	公表してもよい・公表しないでほしい